

第4章 快適で環境にやさしい まちづくり

第1節 市街地・住環境の整備

第2節 総合交通・道路環境の整備

第3節 環境との共生・保全

第4節 循環型社会

第4章 快適で環境にやさしいまちづくり

第1節 市街地・住環境の整備

1 市街地の整備・活性化

関連するSDGs



将来のまちの姿

地域が持つ特性を活かしたまちづくりが進み、市民と協働で安全で快適なまちづくりのルールづくりが行われ、市街地の整備・活性化が図られているまち

現況と課題

本市は、都市計画の市街化区域及び市街化調整区域の区域区分、用途地域の指定及び地区計画などによる適正な土地利用の誘導・保全に努めるとともに、京成本線、東葉高速線各駅周辺での土地区画整理事業を始めとする面的・総合的な都市基盤整備を展開し、計画的に良好な市街地を形成することにより、首都圏の住宅都市として発展してきました。

近年においては、災害に強いまちづくりや計画的な宅地化の推進、社会資本の老朽化の進行や市街地の空洞化等の課題に対応するため、市街地の整備に関する制度の活用と推進、適正な民間開発の誘導、エリアマネジメント*等が必要となっています。また、駅周辺では、商業等の活性化や都市機能の維持保全を図り、地域資源を最大限に活かし、地域に付加価値を持たせ、まちの顔としてのにぎわい創出のための整備が求められています。

今後、地域住民や事業者等の生活様式や価値観の多様化に応えつつ、誇りと愛着を持って住み続けることができる都市の実現を図るため、本市の特性を活かした良好な住環境や景観の誘導、魅力と活力のある商業地の形成など、バランスのとれた総合的な市街地の整備を、地域住民や事業者等とともに検討・推進していく必要があります。

また、市街化調整区域については、農地や山林が虫食い状に宅地化され、住宅地が無秩序に拡散し、非効率な土地利用が進むことが課題となっています。

基本方針

人口減少の進行に備え、地域の特性を活かした、計画的な土地利用を図るとともに、市街地の整備に関する制度等を活用し、良好な住環境や景観、魅力と活力のある商業、個性ある市民文化などを育むバランスのとれた総合的な市街地整備を推進します。

さらに、地域住民や事業者等、多様な主体が、より良い環境を築き、地域の価値を維持・向上させるため、地域資源を活かした自発的・自立的な市街地の形成に関する取組を行う体制整備と支援を推進します。

*エリアマネジメント：特定のエリアを単位に、民間が主体となって、まちづくりや地域経営（マネジメント）を積極的に行おうという取組

施策内容

(1) 市街地の整備・誘導・保全

① 土地利用の適正化

- 人口減少の進行や激甚化する自然災害に対応したコンパクトなまちづくりを進めるため、都市マスタープランに基づき、計画的な土地利用の誘導・転換・規制を図ります。
- 都市計画に基づく区域区分・地域地区の適正な運用と地区計画制度の積極的な活用に努めます。
- 市街化調整区域については、市街化調整区域の土地利用方針及び地区計画運用基準に基づき、市街化区域周辺や幹線道路沿道など、それぞれの地区の特性に応じた土地利用の誘導を図ります。
- 良好な市街地の整備・保全を図ることが確実な地区について、市街化区域への編入手続きを進める一方で、これまでの人口増加に対応する市街地の拡大から鉄道駅を中心とした集約型都市構造への転換を図るため、持続可能なまちづくり等の方策を検討します。

② 市街地の整備

- 道路・公園・下水道の各事業や土地区画整理事業などの市街地整備との調整を図りつつ、市街地の計画的・効率的な整備を推進します。
- 八千代市開発事業における事前協議の手続等に関する条例などに基づき、開発の適正な指導に努めます。

③ 鉄道沿線の活性化

- 用途地域の見直しや地区計画制度の活用等により、民間事業者による開発を誘導し、駅周辺の土地利用の高度化を図ります。
- 駅周辺においては、都市機能の再構築を図るため、ビジョン策定の推進に努めます。

④ 都市景観の形成

- 地区計画制度の活用や屋外広告物表示・設置の適正化の推進により、良好な景観の形成を図ります。

⑤ 住居表示等の整備

- 宅地開発事業などの施行区域との整合を図りながら、住居表示の実施や街区区域の変更を検討します。
- 町名の変更・選定にあたっては、住民の合意のもとに歴史や伝統のある地名の存続に努めます。

(2) 地域まちづくりの推進

① 地域まちづくりの支援

- 地域の特性に応じて、地域住民や事業者等による主体的なまちづくり活動の支援に努めます。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
地域の特性を活かした土地利用が図られていると感じている市民の割合	24.6%	26.6%
地域まちづくり活動団体*の登録件数	0件	4件

主な事業

- ▶ 都市マスタープラン策定事業
- ▶ 西八千代南部地区まちづくり事業
- ▶ 八千代台駅周辺活性化推進事業
- ▶ 大和田駅北側地区まちづくり事業
- ▶ UR都市機構との協議

- 関連する個別計画：八千代市都市マスタープラン



西八千代北部特定土地区画整理事業

*地域まちづくり活動団体：地域住民等の多様な主体が地域の価値を維持・向上させるため、地域の資源や特性を活かした自発的・自立的な市街地の形成に関して取り組む団体

八千代市土地区画整理事業状況

令和2（2020）年8月18日現在

施行中

地区名	施行者	都市計画決定	事業認可	仮換地指定	換地処分 (公告日)	解散 (終了)	清算
西八千代北部	機構	H10.9.11	H14.1.18	H17.12.08 ～ H29.05.31	H29.11.17	－	

地区名	施行面積 (㎡)	総事業費 (千円)	施行年度 (予定)	減歩率(%)			計画人口 (人)
				公共	保留地	合算	
西八千代北部	1,404,896	37,837,155	H13～H33	25.4	14.6	40	14,000

※西八千代北部特定地区の仮換地指定日は通知日となります。

施行済

地区名	施行者	都市計画決定	事業認可	仮換地指定	換地処分 (公告日)	解散 (終了)	清算
村上	市	S41.02.14	S42.02.27	S42.12.01	H01.02.10	－	H01.05.12
大和田駅南	〃	S44.01.30	S62.10.16	H05.02.14	H27.02.13	－	R2.5.19
下市場	組合	－	S47.11.08	S49.12.20	S51.07.02	S51.11.24	S52.05.21
大和田高津	〃	－	S47.11.27	S50.08.15	S52.02.01	S52.03.22	S52.07.13
大和田駅南口	〃	S44.01.30	S48.11.09	S50.08.13	S50.10.03	S51.03.05	S52.03.01
西八千代東部	〃	－	S63.01.12	S63.12.07	H09.11.14	H10.06.19	H10.09.30
高津	〃	S58.08.16	S58.12.06	S61.05.10	H11.02.19	H15.09.26	H16.03.09
上高野第1	〃	－	H13.03.15	H14.03.01	H15.12.22	H16.10.13	H17.01.18
辺田前	〃	H03.03.26	H05.01.08	H08.12.11	H21.03.19	H21.11.13	H22.03.15
萱田	公団	S51.12.28	S55.01.28	S59.09.01	H04.03.31	－	H09.03.31
萱田町川崎山	個人	－	H14.08.28	H14.12.25	H15.10.30	H16.07.28	－
八千代台南二丁目	〃	－	H18.09.21	H19.08.01	H20.08.18	H21.03.12	－

地区名	施行面積 (㎡)	総事業費 (千円)	施行年度 (予定)	減歩率(%)			計画人口 (人)
				公共	保留地	合算	
村上	188,311	359,935	S41～H01	19.86	4.70	24.56	1,800
大和田駅南	52,588	7,412,596	S62～H31	23.18	－	23.18	530
下市場	48,794	174,331	S47～S51	22.55	6.05	28.6	488
大和田高津	99,148	448,051	S47～S51	14.96	9.87	24.83	990
大和田駅南口	15,541	25,000	S48～S50	39.84	－	39.84	155
西八千代東部	507,561	23,554,400	S62～H10	23.65	18.54	42.19	5,100
高津	267,008	7,638,525	S58～H15	23.90	11.63	35.53	2,670
上高野第1	48,604	1,638,000	H12～H16	23.61	24.69	48.3	490
辺田前	594,564	27,000,000	H04～H21	17.15	20.75	37.9	5,950
萱田	984,255	35,134,058	S54～H08	27.19	9.22	36.41	12,000
萱田町川崎山	16,042	344,000	H14～H16	24.00	18.70	42.7	160
八千代台南二丁目	12,700	297,153	H18～H20	20.86	21.90	42.76	130

※大和田駅南口と大和田駅南地区の施行面積は4,239㎡重複

資料：都市計画課 まちづくり推進室

第1節 市街地・住環境の整備

2 住宅

関連するSDGs



将来のまちの姿

ニーズに応じた住宅の整備や既存住宅ストックの活用により、多様な世帯が安心して住み続けられる住環境が整備されているまち

現況と課題

本市は、特定行政庁*として指定確認検査機関への支援・調整，許認可事務や違反建築物への指導監督などを通じて建築物の安全性の確保に努めています。

近年，地球温暖化を抑制するための取組の一環として，建築物においては，省エネルギーや低炭素住宅等，環境への負荷を抑えた建築物の誘導が必要となっています。また，少子高齢化の進行や居住者の多様なニーズに対応した住宅が求められています。

また，少子高齢化等の社会環境の変化により，空家・空室が増加しており，空家の中には適切な管理がされておらず，周辺的生活環境に悪影響や危険を及ぼすものが存在しているほか，既存住宅の中には，耐震性が低く地震発生時等に倒壊の恐れがある住宅もあり，災害に強い安全な住宅への建替や改修が求められています。

住宅施策は，行政だけの活動では限定的であることから，不動産及び建設に関する各種団体と連携を図り，推進していく必要があります。

市営住宅等については，住宅の確保を必要としている低所得者の居住の安定の確保に努めておりますが，用途廃止や改修が必要となる時期を迎えており，今後どのように提供していくかが課題となっています。

基本方針

特定行政庁として，法令に基づき適切な建築指導を行うとともに都市計画との連携により良好な住環境の誘導・維持保全に努めます。

住宅の建設・改修にあたっては，長期にわたって良質で安全に住み続けられる長期優良住宅やエネルギー消費性能に配慮した住宅等の促進を図るとともに，人口構成の変化による居住ニーズに対応した住宅の誘導を図ります。

既存住宅については，耐震性の向上，空家対策，定住施策等と連携した住宅改修を推進するなど地域に住み続けられるための住宅支援を行います。

不動産及び建設に関する各種団体との連携を強化し住宅施策の推進を図ります。

市営住宅等については，現在の戸数をおおむね維持することとします。用途廃止により減少する戸数は，独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅を借り上げ補充します。

*特定行政庁：建築基準法で規定された建築確認等を行う建築主事を置く市町村の長のこと

施策内容

(1) 環境に配慮した住まいづくりの促進

① 住生活基本計画に基づく事業の推進

- 八千代市住生活基本計画に基づき、住生活の安定の確保と向上を推進します。

② 地域特性に即した住宅の誘導と適切な維持管理の推進

- 地域のまちづくりのルール等に沿った住宅を誘導するとともに、法令等に基づく手法により住宅の整備を促進します。また、違反建築物の指導等、適切な維持管理を推進します。

③ 環境やニーズに配慮した住宅の整備促進

- 住生活の向上のため、長期にわたって良質で安全に住み続けられる長期優良住宅の整備を促進します。また、環境への負荷の低減に対応するため、住宅の省エネルギー化及び環境に配慮した住宅の整備を促進します。

(2) 地域に住み続けるための住宅支援

① 多様な世帯が安心して住み続けられる住宅の整備促進

- 住宅(戸建・共同住宅)の耐震性の確保に向けた取組を支援します。
- 分譲マンションの管理適正化等に向けた取組を支援します。
- 既存住宅ストック(空家含む)のニーズに応じた利活用(リフォーム)や空家の適切な管理を促進します。

② 住宅セーフティネットの構築

- 市営住宅の確保と適切な維持管理を行います。
- 公的・民間賃貸住宅を活用した住まいの確保と居住支援を推進します。

(3) 相談・支援体制の充実

① 推進体制の整備

- 宅地建物取引業協会、建築士・建設業協会等の不動産及び建設に関する各種団体との連携を強化し住宅施策の推進を図ります。

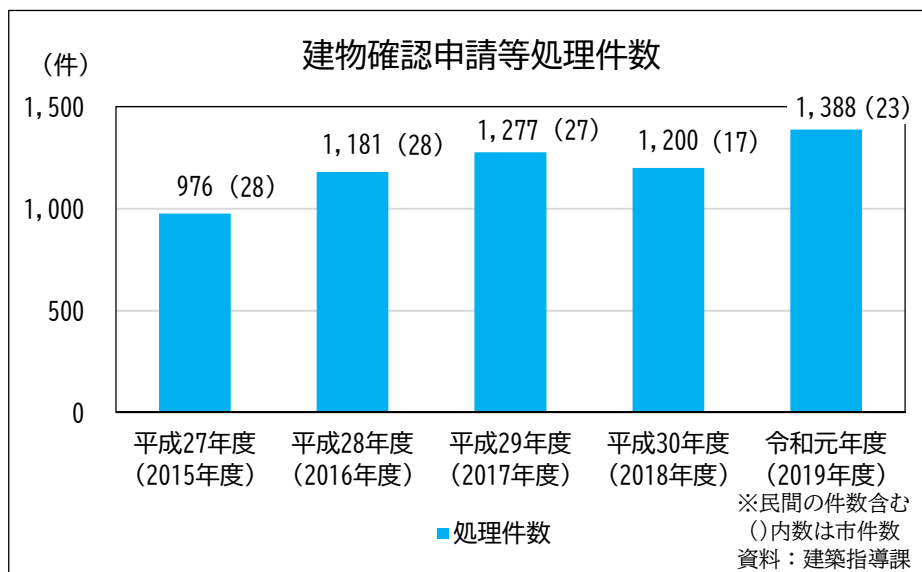
指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
新築戸建住宅に対する長期優良住宅認定件数の割合	39.2%	増加
住宅の耐震化率	94.5% (平成30年度)	おおむね解消
管理不全の空家等の割合	55%	減少
市営住宅管理戸数	114戸	127戸

主な事業

- ▶ 危険コンクリートブロック塀等撤去費補助事業
- ▶ 木造住宅耐震診断費等補助事業
- ▶ 空家等対策推進事業
- ▶ マンション耐震診断費補助事業

- 関連する個別計画：八千代市住生活基本計画／八千代市耐震改修促進計画
八千代市空家等対策計画／八千代市市営住宅等長寿命化計画



戸建て住宅を主体とした品格のある良好な住環境

第1節 市街地・住環境の整備

3 公園・緑地

関連するSDGs



将来のまちの姿

魅力ある公園・緑地の整備を進め、公園・緑地を恒久的な緑の財産として維持管理し、緑を活かした潤いのあるまち

現況と課題

公園・緑地は、まちに潤いと安らぎを与える場として、また、少子高齢化社会における市民のふれあいの場として重要な役割を果たしています。

さらに、災害時には、都市空間における避難場所や防災機能を持った貴重な緑のオープンスペースとしても重要な位置づけとなります。

しかしながら、公園施設の老朽化や公園内の樹木の太木化等が進んでおり、今後も、市民ニーズに対応した計画的な公園・緑地の整備を推進するとともに、それらを市民と行政の協力のもとに、恒久的な緑の財産として適切に維持管理していく必要があります。

現在、西八千代地区の近隣公園の整備を推進しているほか、多様なレクリエーションニーズへの対応などを目的としている県立八千代広域公園の整備促進が求められています。

このほか、市の木、市の花を活かしたまちのイメージアップなど、緑を活かした潤いのある地域づくりも必要です。

基本方針

「みんなで作る緑豊かなまち」を実現するため、魅力ある公園・緑地の整備を進めるとともに、市民・企業・行政が一体となって都市緑化を推進します。

また、地域で愛される公園となるよう、市民等との連携による公園管理に努めます。

(1) 都市公園の整備

① 住区基幹公園の整備

- 子どもや高齢者、障害者の利用に配慮したユニバーサルデザインの導入を推進し、日常生活に密着した街区公園・近隣公園・地区公園の整備・改修を図ります。
- 開発行為などにおける公園・緑地の十分な確保を指導します。

② 都市基幹公園の整備

- 市民の休息、散歩、運動など総合的な利用に供する総合公園、スポーツ・レクリエーション活動に供する運動公園については、既存施設の補修・改修を行い、維持管理に努めます。

③ 広域公園の整備促進

- 市民による文化・スポーツ活動の場や憩いの場を提供するため、県立八千代広域公園の整備を促進します。

④ 都市緑地等の整備

- 市民の憩いの場である市街地内の「市民の森」等の整備、緑地の保全に努めます。

(2) 緑化の推進

① 公的空間の緑化の推進

- 道路・河川・学校などの公共施設への植栽を推進するとともに、市民参加による緑化を推進します。

② 私的空間の緑化の促進

- 環境保全林、名木や古木など貴重な樹木の保存に努め、また、市の木・市の花を活かした緑化を促進します。

③ 民間活力による緑化の促進

- 民間団体の自主的活動による緑化を促進します。

(3) 公園・緑地の管理

① 公園・緑地の維持管理

- 公園パトロールや遊具・施設点検、既存施設の改修を適宜行い、安全かつ適切に公園・緑地の機能を維持します。
- 指定管理者制度を活用するなど民間活力を活かし、公園の魅力を高める取組を推進します。

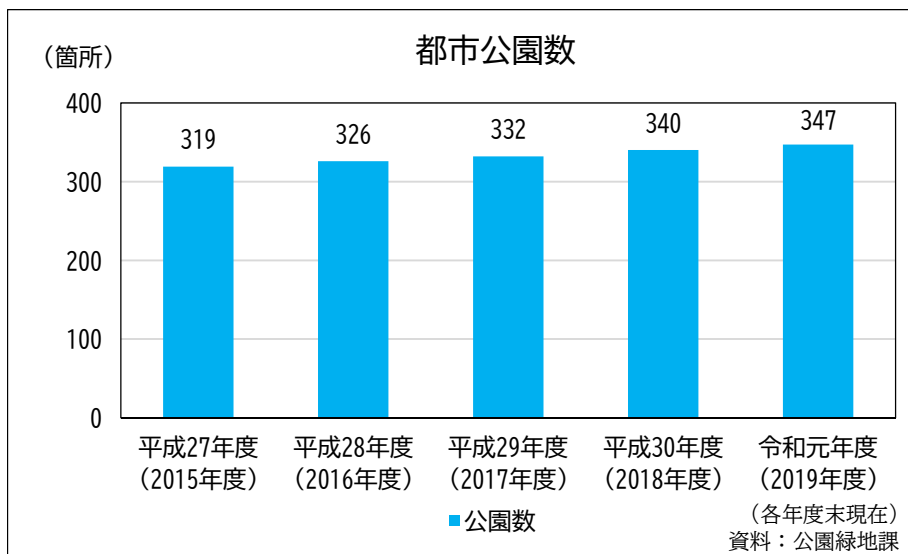
指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
都市公園の面積	951,100 m ²	1,020,000 m ²
緑豊かなまちと感じている市民の割合	79.2 %	83 %
環境美化ボランティア制度*実施公園数	66 か所	70 か所

主な事業

- ▶ 西八千代地区近隣公園建設事業
- ▶ 勝田市民の森用地取得事業
- ▶ バラ苗配布事業
- ▶ 県立八千代広域公園整備の促進
- ▶ 八千代総合運動公園法面崩壊対策事業

- 関連する個別計画：八千代市緑の基本計画



*環境美化ボランティア制度：市民にとって身近な施設である公園・道路を含む公共施設用地の美化及び保全のため、自発的かつ自主的に公共施設用地の美化活動を行うものを支援する制度



黒沢池近隣公園



勝田台中央公園

第2節 総合交通・道路環境の整備

1 総合交通

関連するSDGs



将来のまちの姿

市民の移動ニーズにきめ細かく対応できる公共交通手段が整ったまち

現況と課題

本市は、鉄道駅2路線7駅を中心として、これを補完するように運行するバス路線網により交通ネットワークを形成し、一部の地域においてはコミュニティバス*を運行しています。

今後、高齢化が一層進行することが想定される中で、誰もが利用しやすい移動環境の整備が求められています。

また、平成8（1996）年に開業した東葉高速鉄道(株)は、沿線開発の進展に伴い輸送人員が増加していますが、現在でも建設時の有利子負債を抱えた厳しい経営状況が続いており、引き続き、経営の健全化が課題となっています。

交通手段の連携の観点からは、駅前の路線バス・タクシー等の乗降と待機スペース、歩行者の流れを円滑に処理する通路スペースなど、交通手段と鉄道との結節機能を駅前空間に確保していくことが必要とされています。

さらに、新型コロナウイルス感染症に対応した移動手段の確保が求められており、地域公共交通の確保及び充実を図るとともに、総合的かつ持続可能な公共交通サービスを確保していくことが必要とされています。

基本方針

鉄道については、東葉高速鉄道(株)の自立に向けての支援を行うとともに、京成本線・東葉高速線の利便性向上のため、誰もが利用しやすい駅の改良や、今後発生が予想される大規模地震による被害の未然防止、拡大防止などを事業者に要請していきます。

また、駅前ターミナルの交通結節点の機能を高めるなど、誰もが利用しやすく、移動の自由度が高い快適な交通ネットワーク向上のための駅前広場の整備を推進します。

路線バス等については、市民の日常生活を支える役割を十分発揮できる移動手段を検討していきます。

地域公共交通計画を策定し、持続可能な公共交通サービスの構築に向けた取組を推進します。

*コミュニティバス：路線バスを補完するため、地方自治体や地域の住民団体などが主体となり、市街地の活性化を図ることなどを目的として運行されるバス

施策内容

(1) 持続可能な公共交通ネットワークの形成

① 地域公共交通計画の策定・推進

- 市内の公共交通を持続させることを目的として、地域全体の公共交通のあり方、地域住民・交通事業者・行政の役割を定める地域公共交通計画を策定します。また、地域の実情に応じて、多様な交通手段を検討していきます。

(2) 鉄道輸送の充実

① 東葉高速鉄道(株)の経営安定に向けた支援と利便性の向上

- 東葉高速鉄道(株)の経営安定を図るため、関係自治体による支援を行います。
- 利用者の利便性の向上及び沿線地域の活性化に向けた取組を働きかけるとともに、事業の検討を進めていきます。

② 鉄道の安全運行及び鉄道利用者の安全確保

- 今後発生が予想される大規模自然災害による鉄道施設の被害の未然防止や拡大防止のため、鉄道事業者が行う安全対策事業の促進を図ります。

(3) バス輸送等の充実

① バス等の移動手段の充実

- 通勤・通学者の利便性など、市民の日常生活に対応した移動手段を検討していきます。

② コミュニティバス等の運行

- 地域住民の協力を含む関係者の連携のもと、コミュニティバス等、地域特性に応じた移動手段の確保を図ります。

(4) 駅前広場の整備

① 市内各駅前空間の利便性向上

- 交通結節機能を高めるなど、誰もが利用しやすく、移動の自由度が高い快適な交通ネットワークの向上に努めます。

② 歩行者空間の整備

- 駅への安全で快適なアクセスの充実を図ります。

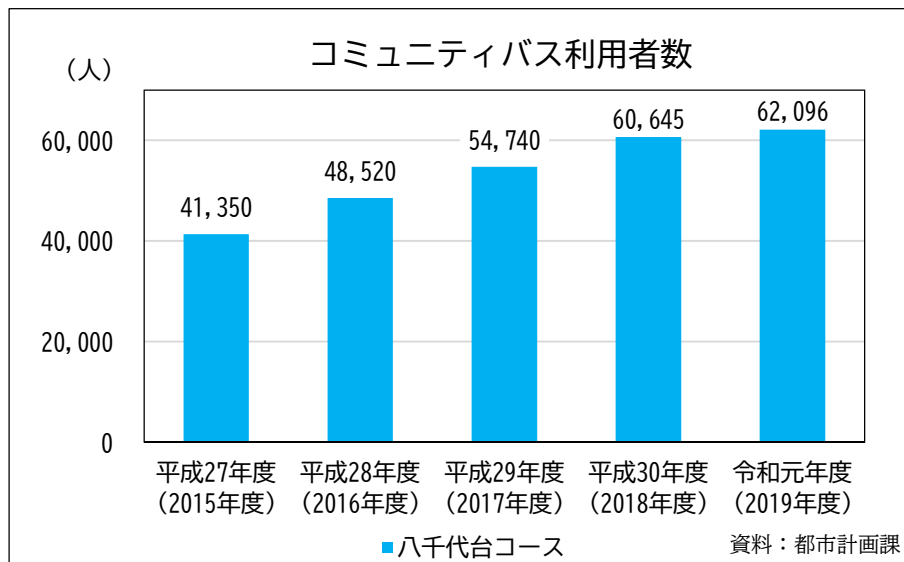
指標

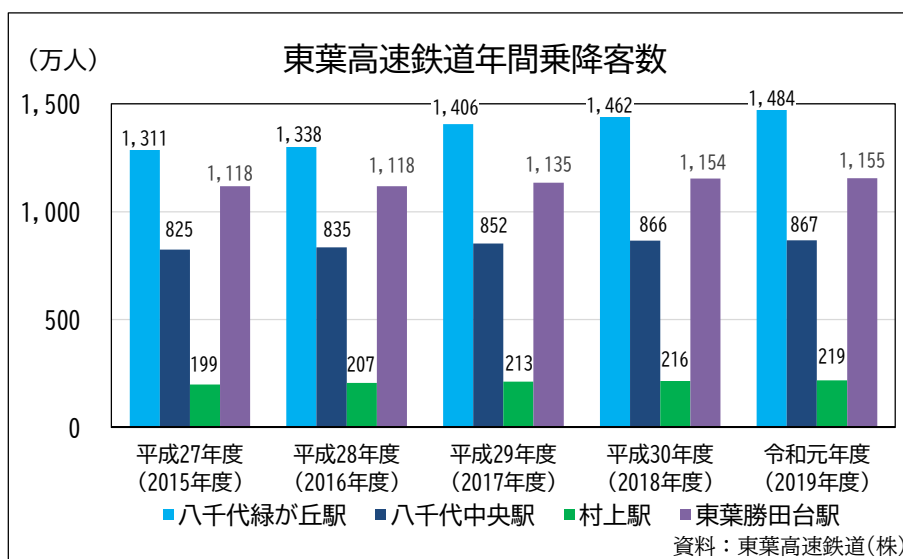
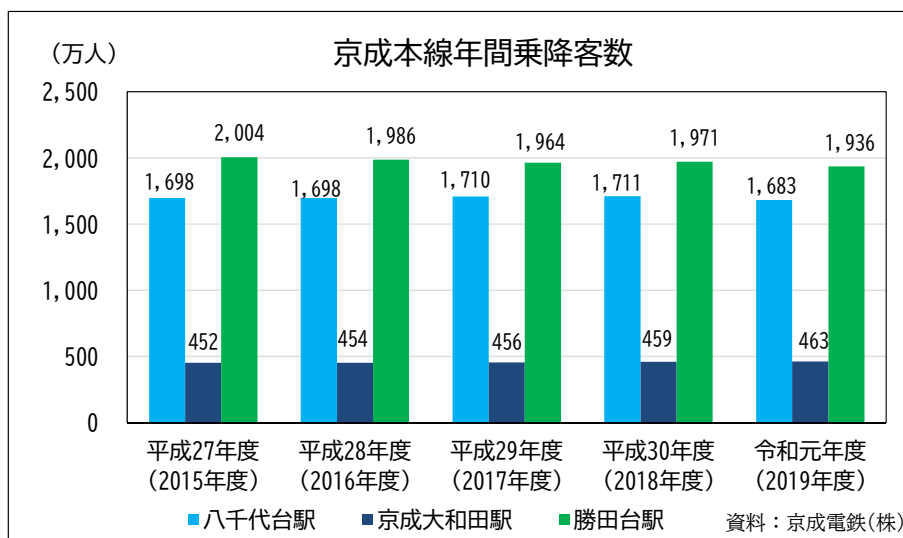
区分	現況値	目標値(令和6年度末)
鉄道が利用しやすいと感じている市民の割合	65.6%	70%
市内のバスが利用しやすいと感じている市民の割合	42.5%	60%
市内・市外間の移動がしやすいと感じている市民の割合	53.5%	60%
交通弱者にやさしい交通環境と感じている市民の割合	26.7%	40%

主な事業

- ▶ (仮称)八千代市地域公共交通計画策定事業
- ▶ 鉄道施設安全対策補助事業
- ▶ 公共交通対策事業
- ▶ 東葉高速鉄道支援事業
- ▶ 勝田台駅南口エレベーター設置事業

- 関連する個別計画：八千代市都市マスタープラン





第2節 総合交通・道路環境の整備

2 道路環境

関連するSDGs



将来のまちの姿

体系的な道路ネットワークの形成や適切な道路の維持管理が行われ、誰もが安心して快適に利用できる環境が整ったまち

現況と課題

本市の広域幹線道路としての国・県道の延長は、令和2（2020）年3月末、国道2路線15.0km、県道6路線24.3kmです。

国・県道は、市民の交通利便性と本市の経済活動を支える動脈であり、今後も地域社会の発展に伴って交通量は増大することが予想されます。特に国道296号においては慢性的な交通渋滞が発生していることから、平成2（1990）年度から着手されたバイパス建設事業の早期完成が望まれます。また、県道においても、交通量の増加に対応し、歩行者や通行車両の安全に配慮した拡幅改良や屈曲部の解消、歩道整備などの必要があります。

都市計画道路は、一部国・県道を含め、令和2（2020）年3月末、33路線、総延長73.9kmで、その整備率は61.6%となっています。国・県道など幹線道路の交通量が増加しており、これに対応した体系的な道路ネットワークを整備し、交通渋滞を解消していくことが必要とされています。

なお、当初決定から50年以上が経過し、長期未着手となっている都市計画道路については、都市の将来像を踏まえ、交通需要や整備の必要性等の変化に応じ、定期的に見直しを行う必要があります。

市道は、令和2（2020）年3月末、3,088路線、総延長577.8kmであり、改良整備率73.0%となっています。近年、幹線道路の渋滞により、生活道路へ通過車両の進入によって住宅地内においても、歩行者・自転車利用者の安全確保、市民生活の快適性が阻害される傾向にあります。

また、交通量の増加に併せて、道路の老朽化等も進行しており、改良工事及び維持補修工事などへの迅速な対応が課題であるほか、車優先の道路から、人にやさしい道路の整備が必要とされています。

市が管理する橋梁・横断歩道橋は、今後、建設後50年近く経過するものが増加することから、維持修繕のための費用の増大が見込まれ、南海トラフ地震・首都直下地震等の巨大地震の発生も懸念されます。このような背景から橋梁・横断歩道橋を長寿命化・耐震化し、合理的・効果的な維持管理を行うことにより、橋梁・横断歩道橋の安全性や信頼性の確保が必要とされています。

基本方針

交通安全を基本として、交通量に対応した国・県道の早期整備を関係機関に要請し、市民の利便性と生活環境の向上を図ります。

都市計画道路は交通量の変化に対応した体系的な道路ネットワークの形成に努め、整備にあたっては、計画的、効率的かつ事業の透明性を確保しながら整備を推進します。

市道は、市民の生活道路として、歩道・車道の維持補修に努め、市民生活に密着した、人にやさしい安全で安心して利用できる道路づくりを推進します。

橋梁・横断歩道橋は、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、コスト縮減を図り効率的な橋梁の維持管理・更新を推進します。また、補修に併せ耐震化を推進します。

施策内容

(1) 国・県道の整備促進

- 国道296号バイパスの早期完成と、既存の国・県道の二次的改良を関係機関に要請します。

(2) 都市計画道路の整備

① 幹線道路の整備

- 交通量に対応した体系的な道路ネットワークを形成し、交通渋滞の解消を図ります。

② 自転車・歩行者道路の整備

- 歩行者・自転車利用者の安全確保を図るため、道路の整備を進めます。

(3) 市道の管理及び整備

① 市道の管理

- 市道認定及び道路台帳の整備などに努めます。官民境界を確定し、道路境界確定図を作成します。
- 道路植栽等の維持管理を適宜行い、良好な道路環境整備に努めます。

② 市道の整備

- 生活道路としての役割、居住環境や街並みの形成、防災上の公共空間としての機能に配慮しつつ、安全かつ円滑な交通の確保と歩行者が安全・快適に移動できる道路の整備に努めます。
- バリアフリーを考慮した道路改良、交通安全施設の整備を進めます。

③ 橋梁・歩道橋の整備

- 橋梁・横断歩道橋の長寿命化及び耐震化を推進するにあたり、維持管理コストの縮減を図りつつ、効率的な整備・維持修繕等を実施します。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
道路環境が整っていると感じる市民の割合	38.9%	60%
都市計画道路の整備済延長	45,562 m	46,757 m
市道の改良整備率	73.0%	73.4%
官民境界の確定進捗率	9.1%	9.6%

主な事業

- ▶ 都市計画道路3・4・1号新木戸上高野原線整備事業（西八千代工区）
- ▶ 都市計画道路3・4・1号新木戸上高野原線整備事業（上高野工区）
- ▶ 都市計画道路3・4・12号八千代台南勝田台線整備事業
- ▶ 都市計画道路3・4・6号八千代台花輪線整備事業（県事業）
- ▶ 道路改良事業 ▶ 橋梁補修事業 ▶ 道路補修事業

- 関連する個別計画：八千代市橋梁長寿命化修繕計画／八千代市道路舗装維持管理計画

道路・橋梁状況

令和2（2020）年4月1日現在

	路線名	延長	舗装延長	舗装率	橋梁数
		m	m	%	橋
国道	16号	9,000	9,000	100	4
	296号	6,331	6,331	100	1
	計	15,331	15,331		5
県道	船橋印西線	8,285	8,285	100	4
	幕張八千代線	3,286	3,286	100	1
	千葉竜ヶ崎線	3,312	3,312	100	1
	八千代宗像線	3,583	3,583	100	3
	千葉鎌ヶ谷松戸線	2,467	2,467	100	0
	大和田停車場線	851	851	100	0
	計	21,784	21,784		9
市道	総路線数 3,088	577,838	559,439	96	52

資料：国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所，千葉県県土整備部千葉土木事務所，土木管理課

都市計画道路整備状況一覧

令和2(2020)年3月31日現在

	路線番号	路線名	起 点	終 点	計画延長	代表幅員	整備率		
							延長	率	
幹 線 街 路	3・4・1	新木戸上高野原線	大和田新田字八幡後	上高野字上谷津台	m 7,300	m 20	m 4,654	% 63.8	
	3・4・2	東京環状線	勝田台南3丁目	小池字長作	9,100	21	9,100	100.0	
	3・4・3	八千代台東駅前線	八千代台東1丁目	八千代台東2丁目	580	20	580	100.0	
	3・4・4	勝田台駅前線	勝田台1丁目	勝田台1丁目	240	18	240	100.0	
	3・4・5	八千代台駅前線	八千代台西1丁目	八千代台西7丁目	550	16	550	100.0	
	3・4・6	八千代台花輪線	八千代台西9丁目	大和田新田字平作	5,820	16	1,858	31.9	
	3・3・7	大和田駅前萱田線	大和田字小板橋	麦丸字宮前	3,750	25	2,019	53.8	
	3・4・8	大和田新田下市場線	大和田新田字飯盛台	村上字下市場台北側	2,870	16	570	19.9	
	3・4・9	上高野工業団地線	勝田字西割	米本字鳥ノ塚	4,920	16	3,140	63.8	
	3・4・10	上高野佐倉線	上高野字稻荷前	上高野字大野	380	16	0	0.0	
	3・5・11	新木戸吉橋線	大和田新田字八幡藪 大和田新田字八幡後	吉橋字西内野	2,250	12	520	23.1	
	3・4・12	八千代台南勝田台線	八千代台南3丁目	勝田台1丁目	4,420	16	2,430	55.0	
	3・5・13	八千代台東萱田線	八千代台東4丁目	大和田新田字米本道南	5,700	12	1,790	31.4	
	3・5・14	萱田1号線	ゆりのき台3丁目	ゆりのき台5丁目	1,570	12	1,570	100.0	
	3・6・15	萱田2号線	ゆりのき台2丁目	ゆりのき台6丁目	890	10	890	100.0	
	3・6・16	萱田3号線	ゆりのき台7丁目	ゆりのき台8丁目	780	10	780	100.0	
	3・2・17	八千代中央線	吉橋字川向	下高野字毘沙向	7,200	30	1,485	20.6	
	3・4・18	勝田台北口駅前線	村上字下市場台南側	村上字下市場台南側	20	16	20	100.0	
	3・3・19	八千代緑が丘駅前線	大和田新田字八幡藪	大和田新田字坪井向	1,820	25	1,820	100.0	
	3・4・20	大和田南駅前線	大和田字台田	大和田字小板橋	120	16	120	100.0	
	3・4・21	勝田台村上線	村上字下市場台北側	村上南5丁目	760	16	760	100.0	
	3・4・22	辺田前1号線	村上南3丁目	村上南4丁目	600	16	600	100.0	
	3・5・23	辺田前2号線	村上南3丁目	村上南2丁目	650	12.5	650	100.0	
	3・4・24	辺田前3号線	村上南1丁目	村上南1丁目	270	16	270	100.0	
	3・5・25	辺田前4号線	村上南2丁目	村上南1丁目	410	12	410	100.0	
	3・5・26	辺田前5号線	村上南1丁目	村上南1丁目	460	12	460	100.0	
	3・3・27	八千代西部線	大和田新田字八幡後	吉橋字居廻	3,460	25	1,870	54.0	
	3・4・28	西八千代1号線	大和田新田字坪井向	吉橋字宮ノ前	970	16	970	100.0	
	3・4・29	西八千代2号線	大和田新田字仲木戸前	大和田新田字仲木戸前	80	16	80	100.0	
	3・5・30	西八千代3号線	大和田新田字仲木戸前	吉橋字宮ノ下	2,550	13	2,550	100.0	
		小 計			70,490		42,756	60.7	
	特殊 街路	8・7・1	萱田町村上線	萱田町字川崎山	村上字内出前	640	3	150	23.4
		8・7・2	西八千代向山線	緑が丘1丁目	大和田新田字向山	2,180	6.8	2,036	93.4
8・6・3		市役所総合運動公園線	大和田新田字庚塚	ゆりのき台1丁目	620	10	620	100.0	
		小 計			3,440		2,806	81.6	
	合 計		33路線(幹線街路30, 特殊街路3)	73,930		45,562	61.6		

資料：都市計画課

第3節 環境との共生・保全

1 生活環境

関連するSDGs



将来のまちの姿

環境に配慮した生活や事業活動を実施することで快適で衛生的な生活環境が確保されているまち

現況と課題

環境関連法規の整備や環境対策技術の進歩、環境意識の高まりにより、大気・水質等で全体的に環境の改善は見られるものの、自然的・社会的条件等から解決できない環境問題も残されています。このような環境問題の中には、事業活動によるものだけでなく、ごみのポイ捨てや自動車による排出ガス、生活騒音など私たちの日々の暮らしに伴うものもあります。これらのことから、私たちの生活環境を保全するため、各種計画及び法令等に基づく調査や指導、対策を講ずるとともに、まちを汚さないマナーやペットの飼育マナーなど市民や事業者の更なる意識向上も求められています。

また、衛生的な生活環境を確保するため、墓地や斎場の適正な管理運営も課題となっています。特に、斎場については、本市も構成市である四市複合事務組合*で馬込斎場と、令和元(2019)年度に供用開始したしおかぜホール茜浜を運営していますが、馬込斎場については施設の老朽化への対応が求められています。

基本方針

千葉県などと連携し、水質、大気など各種環境状況の把握に努め、生活環境の保全に必要な指導や対策を実施するとともに、不法投棄のパトロールや監視カメラの設置などによる監視の強化により、早期対応・未然防止を図ります。

また、高度処理型合併処理浄化槽*の設置普及や清掃活動の開催、環境状況の情報提供、環境にやさしい生活スタイルの啓発など環境意識の高揚を図るほか、衛生的な生活環境を確保するため、墓地や斎場の適正な運営管理に努めます。特に、市営霊園については、合葬式墓地の利用促進を図り、斎場については、令和3(2021)年度から、老朽化が進む馬込斎場の大規模改修に着手します。

*四市複合事務組合：船橋市・習志野市・鎌ヶ谷市及び八千代市で組織する一部事務組合で、特別養護老人ホーム三山園及び斎場の管理運営等をしている

*合併処理浄化槽：トイレの汚水だけでなく、台所・風呂などの生活雑排水も一緒に処理する浄化槽のこと

施策内容

(1) 環境保全対策の推進

① 環境保全計画の推進

- 八千代市第3次環境保全計画を総合的かつ計画的に推進します。

② 環境状況調査等の実施

- 大気環境、水質環境、騒音・振動の状況を調査・把握し、生活環境保全のための対策を推進します。

③ 環境負荷の低減対策

- 環境状況調査結果をもとに、生活環境を保全する上で必要のある発生源への指導や対策、環境にやさしい生活スタイルの啓発等を行います。

(2) 廃棄物等の適正管理

① 残土等の適正管理

- 残土の搬入、埋め立てなどにおいて、不適正な処理による土壌の汚染や災害の発生を未然に防止し、市民生活の安全と生活環境の保全に努めます。

② 不法投棄の防止

- 土地所有者へ所有地の適正管理を指導するほか、不法投棄連絡員制度などを活用した不法投棄監視体制の強化に努めます。

③ パートナーシップ*による美化活動の推進

- 地域ぐるみの清掃活動等を通じて、市民・事業者・行政の連携のもと、きれいなまちづくりを推進します。

(3) 環境衛生の確保

① 墓地・斎場の整備運営

- 合葬式墓地の利用促進を図り、霊園の適正な運営管理に努めます。
- 老朽化が進む馬込斎場の大規模改修工事を推進します。

② 地域猫活動*の支援

- 地域猫活動について助言を行います。また、不妊去勢等手術に係る費用の一部を助成します。

*パートナーシップ：共同で何かを行うための協力関係

*地域猫活動：地域住民が主体となり、活動地域の理解と協力を得て、飼い主のいない猫を一代限りの生を全うするまで適切に管理していく活動。活動内容としては、給餌場や排せつ場の管理、不妊去勢手術の徹底、周辺美化などが挙げられる。

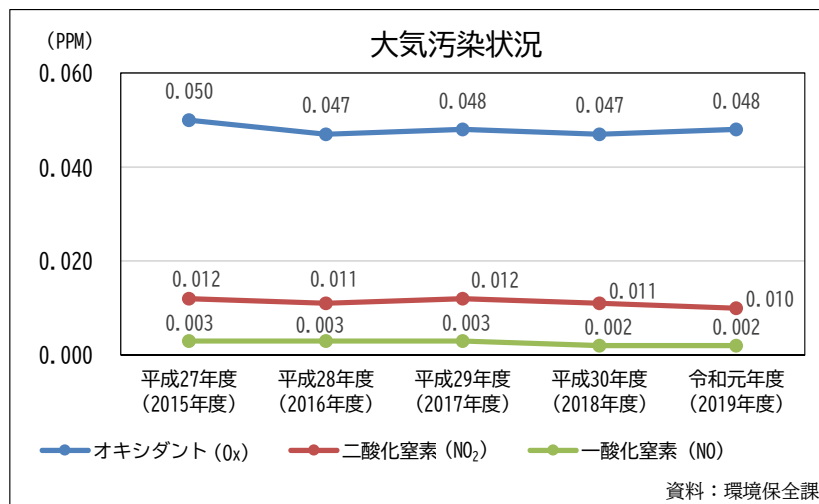
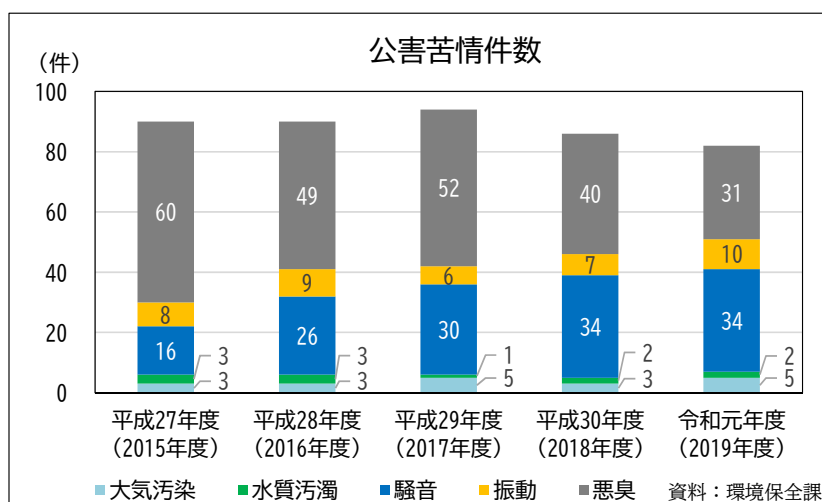
指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
環境基準達成度	87.5%	89.3%
生活排水処理率	97.1%	98.7%
まちにごみがなくきれいだと感じている市民の割合	70.8%	75%
合葬式墓地の供給数	1,714体分	2,465体分

主な事業

- ▶ 高度処理型浄化槽設置整備事業
- ▶ 地域猫不妊去勢等手術費用助成事業
- ▶ 市営霊園運営管理事業
- ▶ 環境衛生事務事業

- 関連する個別計画：八千代市第3次環境保全計画



馬込斎場使用状況

(単位：件)

年度	火葬			霊柩車				式場	祭壇	控室	遺体保管室
	遺体	改葬	計	宮型	バン型	ワンボックス型	計				
(八千代市民)											
平成27年度 (2015年度)	1,455	8	1,463	0	125	-	125	66	44	1,536	105
平成28年度 (2016年度)	1,484	0	1,484	6	137	-	143	78	43	1,564	106
平成29年度 (2017年度)	1,548	14	1,562	0	128	3	131	93	63	1,634	123
平成30年度 (2018年度)	1,580	0	1,580	1	99	13	113	54	34	1,587	93
令和元年度 (2019年度)	1,359	4	1,363	-	79	4	83	68	48	1,369	96
(八千代市民以外)											
平成27年度 (2015年度)	7,142	4	7,146	5	905	-	910	1,080	608	8,833	1,258
平成28年度 (2016年度)	7,368	6	7,374	5	831	-	836	1,042	587	8,863	1,254
平成29年度 (2017年度)	7,645	0	7,645	1	915	32	948	1,048	633	9,005	1,307
平成30年度 (2018年度)	7,853	10	7,863	2	652	159	813	1,072	701	8,720	1,401
令和元年度 (2019年度)	7,055	7	7,062	-	537	70	607	1,020	671	7,779	1,246

資料：四市複合事務組合

しおかぜホール茜浜使用状況

(単位：件)

年度	火葬			霊柩車				式場	祭壇	控室	遺体保管室
	遺体	改葬	計	宮型	バン型	ワンボックス型	計				
(八千代市民)											
令和元年度 (2019年度)	359	0	359	-	15	1	16	21	17	379	14
(八千代市民以外)											
令和元年度 (2019年度)	974	0	974	-	40	3	43	153	98	1,122	128

しおかぜホール茜浜は令和元（2019）年10月8日に供用開始

資料：四市複合事務組合

第3節 環境との共生・保全

2 自然環境

関連するSDGs



将来のまちの姿

市民一人ひとりが環境負荷の少ない生活を心がけ、豊かな自然環境が保全されているまち

現況と課題

地球温暖化は、気温の上昇に伴い、異常気象、海面水位の上昇、生態系への影響等私たちの日常生活に密接に関わるものであり、ひいては人類の生存基盤にまで影響を及ぼすものです。

地球温暖化の防止のため、CO₂の排出量の削減が求められており、市民・事業者・行政が一体となって、省エネルギー・省資源化に取り組むとともに、啓発活動などを実施していく必要があります。

また、本市においては開発の進展、外来生物の進出等により、地域固有の生物種が消失しつつあることも課題となっており、豊かな自然環境を活用しながら、自然とふれあう活動を通じて、日々の生活の中で環境保全や自然共生社会を意識した行動ができる市民を増やしていく必要があります。

基本方針

2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言した本市においては、温室効果ガス*、特に二酸化炭素の排出を抑制するためのエネルギー消費量の削減、消費生活での環境への適合等を行動の柱とした「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地域の視点から見た地球温暖化防止を市民、事業者、行政が一体となって実行していきます。

また、市民や事業者の意識改革や実践活動を促進するとともに、それぞれが自主的かつ積極的に、連携して取り組むことができるよう施策の展開を図ります。

さらに、限りある資源を有効に活用していくため、再生可能エネルギー*の導入や普及に向けて、取り組んでいきます。また、自然環境に対する理解を広げるため、広く市民を対象に、自然環境に関する学習会を実施します。

施策内容

(1) 地球温暖化対策の推進

① 温室効果ガスの削減

- 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「八千代市地球温暖化対策実行計画」をもとに、温室効果ガス削減に取り組みます。

*温室効果ガス：大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称
*再生可能エネルギー：太陽光、太陽熱、風力、バイオマスなどの永続的に利用できると認められるエネルギー

○ 環境に配慮した事業活動を推進する仕組みとなる環境マネジメントシステム*の普及を図ります。

② 再生可能エネルギー等の活用

○ 将来の良好な生活環境を確保するため、市民・事業者・行政それぞれの立場における再生可能エネルギー等の活用に取り組みます。

③ 省エネルギーの推進

○ 省エネルギーの推進のため、「次世代の暮らし方」として、「COOL CHOICE*（賢い選択）」を推進し、市民意識の醸成に努めます。

(2) 生物多様性の保全

① 自然環境の保全・再生

- 市内の谷津・里山の保全・再生を推進するなど、地域での取組を支援します。
- 市内に残る希少な生物の生育場所である、ほたるの里等を環境学習の場として活用を図ります。

② 自然保護意識の普及・促進

- 自然環境学習など身近な自然とふれあう活動を通じ、生物多様性の重要性、自然保護意識の高揚を図ります。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
市の事務事業による温室効果ガス排出量	51,746 t-CO ₂ /年	49,159 t-CO ₂ /年
環境学習講座等参加者数	2,126 人/年	2,200 人/年

主な事業

- ▶ 脱炭素社会推進事業
- ▶ 住宅用省エネルギー設備等設置費補助事業
- ▶ 地球環境保全事業
- ▶ 生物多様性環境保全事業

- 関連する個別計画：八千代市第3次環境保全計画

*環境マネジメントシステム：組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を設定し、これらの達成に向けた取組を行うための体制・プロセス等。エコアクション21やISO14001がある

*COOL CHOICE：脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え、サービスの利用、ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしようという取組のこと

第4節 循環型社会

1 一般廃棄物

関連するSDGs



将来のまちの姿

ごみの適正な処理が確保され、ごみの発生抑制やリサイクルが進む循環型社会が形成されているまち

現況と課題

循環型社会の形成に当たっては、ごみの減量化やリサイクル、環境への負荷が低減される処理方法の確立などが重要な要素となります。

家庭系ごみ及び事業系ごみから算出される1人1日当たりのごみの排出量は、令和元（2019）年度については、台風等の被害による災害廃棄物や新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う市民の外出自粛などの影響による家庭系ごみの増加等により増加したと考えられるものの、平成28（2016）年度から平成30（2018）年度までは毎年減量化が進み、一般廃棄物処理基本計画における目標値の達成に近づいており、引き続き市民・事業者への周知・啓発が求められます。

また、事業系ごみについては、平成28（2016）年度から平成30（2018）年度までは毎年減量化が進んでいたものの、一般廃棄物処理基本計画における目標値は達成していない状況であったため、事業系ごみの減量化が今後の課題の一つとなっています。

本市のごみ処理は、清掃センターにおいて実施していますが、安全かつ安定的に処理するには、定期点検・整備やおおよそ15年周期での基幹的設備等改良工事が必要となり、これらの工事等には多額の支出が伴い、大きな財政負担が強いことから、計画的に整備事業が推進できるように令和2（2020）年3月に「八千代市一般廃棄物処理施設整備に関する方針」（以下、「整備方針」という。）を策定しています。

また、公共下水道の普及に伴い、本市におけるし尿の収集件数は年々減少していますが、一方で、市街化調整区域での開発により、浄化槽汚泥の搬入量は増加の傾向となっています。

し尿及び浄化槽汚泥は衛生センターで処理していますが、施設の稼働から40年以上経過していることから、適正な維持管理を行うとともに、し尿及び浄化槽汚泥の処理量を考慮したうえで、適正な施設の整備及び処理方法の検討が必要となります。

基本方針

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成に向けて、市民・事業者の協力のもと、ごみの発生抑制、減量化、リサイクルを推進します。

ごみ収集体制のより一層の効率化、分別収集の徹底を図るとともに、市民・事業者への啓発を行い、ごみの安全かつ、安定的な処理に努めます。

また、清掃センターにおけるごみ処理施設については、令和2（2020）年3月に策定した整備方針に基づいて、計画的に施設整備を推進します。

衛生センターにおけるし尿処理施設については、し尿及び浄化槽汚泥の処理量を踏まえ、老朽化した処理施設の修繕等、適正な管理運営を行うとともに、整備方針で決定した処理の広域化を第一とし、近隣自治体と協議を継続し、広域処理の有効性について検証します。

施策内容

（1）ごみ減量・リサイクルの推進

① 情報提供及び啓発活動の推進

- 市民・事業者がごみの減量化・リサイクルに積極的に取り組めるよう、4R推進の手法等について情報提供を行うなど、循環型社会の形成に向けて啓発活動を推進します。

② ごみ減量化の推進

- 市民・事業者に対する食品ロス削減の普及・啓発や、八千代フリーマーケット実行委員会が不用品の有効活用を目的として開催する八千代フリーマーケットの後援などを行います。また、生ごみの減量化を図るため、市民に対し生ごみたい肥化容器や電気式生ごみ処理機などの利用を促進します。

③ 分別収集の促進

- 分別収集計画を見直し、分別区分や収集の効率化の促進を図ります。また、市民・事業者に対し、ごみの適正処理や分別の徹底を啓発し、ごみの減量化及びリサイクルに努めます。

④ 処理手数料の適正化

- 一般廃棄物処理手数料について、ごみ処理費用の推移や近隣自治体の状況等を踏まえ、受益者負担の適正化の観点から、定期的な見直しを行います。

(2) 環境負荷の少ない適正なごみ処理の推進

① ごみ処理施設等の整備及び適正な運営と維持管理

- ごみ処理施設等を適正に運営・維持管理し、ごみの資源化処理，焼却残渣の再資源化及び適正な最終処分に努めます。
- 令和2（2020）年3月に策定した整備方針に基づいて，計画的に施設整備を推進します。

② 一般廃棄物処理基本計画等に基づく事業の推進

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき策定した一般廃棄物処理基本計画に基づき，各事業を推進し適正なごみ処理を行います。また，令和6（2024）年度を中間目標としていることから，計画策定の前提となっている諸条件や社会情勢等の状況に応じて，見直しを行います。

(3) し尿及び浄化槽汚泥の適正処理体制の整備

① 衛生センターの適正な運営及び維持管理

- 沈殿槽や受入槽等の定期的な清掃，放流水の水質調査や焼却炉の排出ガス調査等を行い，適正な管理運営に努めます。
- 施設の老朽化に対応するため，定期的な検査・補修を行い適正な管理運営を行います。また，し尿及び浄化槽汚泥の処理量を踏まえ，整備方針で決定した処理の広域化を第一とし，近隣自治体と協議を継続します。

指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
市民1人1日当たりのごみの総排出量 ※（ ）内は資源物を除いた排出量	768 g (661 g)	707 g (599 g)
リサイクル率	20.2 %	21.5 %
一般廃棄物処理量	54,658 t	51,782 t
し尿及び浄化槽汚泥の処理量	11,196 kl/年	10,752 kl/年

主な事業

- ▶ 浸出水処理施設基幹的設備改良事業
- ▶ リサイクル推進事業
- ▶ 衛生センター施設管理事業

- 関連する個別計画：八千代市一般廃棄物処理基本計画
八千代市分別収集計画（第9期）／八千代市災害廃棄物処理計画

